

SaaS 型運送原価算定システム Wing-Logi (ウイング・ロジ) 利用規約

第1条 (規約の目的)

- 1 SaaS 型運送原価算定システム Wing-Logi (ウイング・ロジ) 利用規約 (以下「本規約」といいます。) を利用する契約者 (以下「契約者」といいます。) に対し、株式会社足利銀行 (以下「当行」といいます。) が本サービスを契約者に提供する場合の基本的な事項を定めることを目的とします。
- 2 本サービスに係る仕様書 (以下「サービス仕様書」といいます。) は、本規約の一部を構成します。

第2条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)「ユーザーデータ」：契約者が本サービスを通じて入力、送信、アップロードするあらゆるデータ、情報、コンテンツをいいます。
- (2)「アカウント」：契約者が本サービスを利用するために当行が発行する ID およびパスワード等の一連の情報をいいます。

第3条 (サービスの提供)

- 1 当行は、契約者に対し、善良な管理者の注意をもって、契約者のためにサービス仕様書の記載に従い本サービスを提供します。
- 2 当行は、契約者に対し、本サービスを迅速かつ正確に提供するように努めます。
- 3 本サービスは、銀行法に定める付随業務の1つである経営相談等業務として提供されます。なお、本サービスは、銀行法その他の関連法令に違反することなく、また違反のおそれのある業務を含まない範囲で提供されます。

第4条 (アカウントおよびパスワードの管理)

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、当行が発行するアカウントに含まれる ID およびパスワード等を、第三者に開示、貸与または譲渡してはならず、自己の責任において厳重に管理しなければなりません。
- 2 アカウントの管理不十分、使用上の過誤または第三者による使用等によって契約者に生じた損害に関する責任は、すべて契約者が負うものとし、当行は一切の責任を負いません。

第5条 (契約者の義務および禁止事項)

- 1 契約者は、本規約の定めに従い本サービスを利用するものとし、以下の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為。
 - (2) 当行または第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害する行為。
 - (3) 本サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為 (過度な負荷をかける行為、リバースエンジニアリングおよび不正アクセスを含みますが、これらに限られません)。
 - (4) 本サービスを、当初の利用目的以外に利用する行為。
 - (5) 当行または第三者に対する誹謗中傷、迷惑行為、詐欺行為。
 - (6) 複数のアカウントを不正に取得または利用する行為。
 - (7) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを送信する行為。
 - (8) 本サービスを再販、貸与または譲渡する行為。
 - (9) その他、当行が不適切と合理的に判断する行為。
- 2 契約者が前項に定める禁止事項に違反した場合、当行は、何らかの通知または催告を要することなく、当該契約者との利用契約の解除、アカウントの停止、および本サービスへのアクセス制限を含む適切な措置を講じることができます。

第6条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は、当行または当行にライセンスを許諾している者に帰属します。
- 2 契約者が本サービス上にアップロードしたユーザーデータに関する著作権、特許権、その他一切の知的財産権は、契約者に帰属します。ただし、契約者は当行に対し、本サービスの提供、機能改善、および統計分析等の目的のために、当該ユーザーデータを利用（複製、加工、公開等）する権利を無償かつ非独占的に許諾します。

第7条（委託）

当行は、本サービスを提供するために必要な場合には、第三者に対し、本サービスに係る業務の一部を委託できます。この場合、第12条第1項の規定にかかわらず、当行は、本サービスを提供するために必要な範囲内において、委託先に対して契約者の秘密情報を開示することができます。

第8条（契約者による情報提供）

- 1 契約者は、当行から、本サービスを提供するため資料または情報の提供の依頼を受けた場合、速やかにこれに応じます。
- 2 契約者は、本規約の有効期間中に、前項の規定により提供した資料または情報に変更または変化があった場合には、速やかに当行に対して当該変更または変化の内容を通知します。
- 3 契約者は、前二項に基づいて提出する資料および情報について、その正確性を保証します。当行は、当該資料または情報の正確性の不備から生じた問題について、一切の責任を負いません。

第9条（契約者による判断）

契約者は、当行が提供する本サービスの内容につき、自らの判断と責任において評価するものとし、その採用の是非に関する最終的な判断は、契約者自らが行います。当行は、契約者の評価や判断から生じた結果につき、第18条に規定する損害賠償責任のほか、一切の責任を負いません。

第10条（サービス利用料およびその支払い）

- 1 契約者は、当行に対し、本サービスの提供の対価として、サービス仕様書に定める算定方法に従い、利用料（以下「サービス利用料」といいます。）を支払います。
- 2 本サービスの利用料は月額制とし、契約者は利用月の料金を当行が指定する方法により、翌月15日に支払います。ただし、支払日が銀行の休業日の場合は、翌営業日に支払います。
- 3 サービス利用料に係る消費税および地方消費税ならびに支払に係る費用は、契約者が負担します。
- 4 本規約に基づく利用契約が期間満了、解除、または解約その他の事由により終了した場合、いかなる由であっても既に受領されたサービス利用料は返還されません。なお、契約が終了した月の利用料は全額発生し、日割り計算は行いません。
- 5 本サービスの内容変更または本規約の諸条件に著しい変更があった場合、その他合理的な理由に基づきサービス利用料の変更が必要となった場合、当行は、変更後のサービス利用料の効力発生日の少なくとも30日前までに、変更内容、変更後の料金体系および効力発生日を、当行が定める方法により契約者に告知します。
- 6 契約者は、前項に定める料金変更不同意の場合、同項に定める効力発生日までに、当行に対し書面または当行が定める方法により本サービスの利用契約を解約することができます。
- 7 契約者が、第5項に定める効力発生日以降も本サービスを継続して利用した場合、または第6項に定める期間内に解約の手続きを取らなかった場合、契約者は当該変更後のサービス利用料に同意したものとみなされます。

第11条（費用）

当行が本サービスを提供するため、遠隔地での実地対応が必要となった場合や、その他の費用が生じた場合

には、契約者は、前条に定めるサービス利用料のほか、当行の請求に応じて当該費用を、当行が別途指定する銀行口座へ振り込むことにより速やかに支払います（振込手数料は契約者の負担とします。）。

第 12 条（秘密情報）

- 1 契約者および当行は、本規約に基づいて相手方から知り得た営業上のノウハウ・会社運営上の秘密その他の秘密情報については、秘密情報の原保持者（当該相手方と異なる場合には、当該原保持者）の同意のない限り、本サービスの提供もしくは本規約に定める義務の履行のため、またはその他当行が営む業務の適切な遂行（契約者に関する与信判断および与信後の管理を含みますが、これらに限られません。）のためにのみ用いるものとし、かかる目的のために必要な範囲内で、それぞれの取締役、執行役、監査役もしくは従業員、または弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の専門家（以下「役職員等」と総称します。）に開示する場合を除き、第三者に対して提供・漏洩等の行為を行いません。
- 2 契約者および当行は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については第三者に開示することができます。ただし、第(5)号の場合には、必要な範囲の情報に限られます。
 - (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
 - (2) 相手方から開示された後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく開示されたもの
 - (5) 法令または政府機関の規則等により情報の開示を要請されたもの
 - (6) 秘密情報によらず独自に開発したもの
- 3 当行は、本サービスに係る業務を第三者に委託する場合（当該委託先がさらに第三者に再委託する場合の当該再委託先を含みます。以下「委託先等」と総称します。）には、委託先等に対し、本条に基づき当行が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるなど、当該委託先等において秘密情報が適切に管理されるよう必要な措置を講じます。

第 13 条（ユーザーデータの取り扱い）

- 1 当行が本サービスを通じて収集するユーザーデータには、氏名、メールアドレス、利用履歴、ログイン情報、およびその他の関連情報が含まれます。
- 2 当行は、収集したユーザーデータを、本サービスの提供、機能改善、カスタマーサポートの向上、および当行のマーケティング活動に利用します。
- 3 ユーザーデータ（入力データ・集計データ・ログイン履歴等）の保存期間は、最低 5 年間とします。契約者は、当該保存期間内のデータについて、当行が定める方法により抽出、確認および出力が可能とします。
- 4 前項の規定にかかわらず、当行は、利用契約終了後または当該データが作成されてから 5 年 6 か月を過ぎたユーザーデータを、当行の裁量により自動的に削除することができます。
- 5 本サービスを通じて当行が取得した個人情報の取扱いについては、当行が定める「お客さまの個人情報保護への取組みについて（プライバシーポリシー）」に従うとともに、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守します。

第 14 条（確認）

- 1 契約者は、本サービスの提供を受けることに起因して、当行その他のいかなる者からも、特別に有利な地位や取り扱い（融資に係る契約の締結を含みますが、これに限られません。）を受けられるものではありません。
- 2 契約者は、事業の方針に著しい変更を行う場合や、事業に著しい影響を与える行為を決定する場合には、当行に対し、事前にこれを相談しなければなりません。

第 15 条（契約期間および自動更新）

- 1 本サービスの利用契約の期間は、契約者が本サービスの利用を開始した日から 1 か月間とします。

2 契約期間満了日の30日前までに、契約者または当行のいずれからも書面または当行が別途定める方法により解約の申し出がない限り、本サービスの利用契約は、契約期間満了の翌日から同一の条件でさらに1か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

3 前項にかかわらず、第10条（サービス利用料およびその支払い）第5項に基づきサービス利用料の変更が行われた場合、または第22条（規約の変更）に基づき本規約が変更された場合には、当該変更後の条件が適用されます。

第16条（確約）

契約者および当行は、自らが第17条第2項各号のいずれにも該当しないことを相手方に表明し、将来にわたって確約するものとします。

第17条（解除・解約）

1 当行は、3か月前までに契約者に通知した場合、または天災地変、戦争、テロ行為、致命的な伝染病の流行等の不可抗力その他契約者の責めに帰さない事由により本サービスの提供が不可能となった場合、本サービスの利用契約を解約できます。

2 契約者または当行が、以下の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、事前の催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの利用契約を解除することができます。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げません。

- (1) サービス利用料の不払いその他の本規約に基づく債務が履行されない場合。
- (2) 手形もしくは小切手の不渡り、または電子記録債権の支払不能処分を1回でも受けた場合。
- (3) 破産・民事再生・会社更生等、裁判所の関与する倒産手続きの開始を申し立て、または申し立てられた場合。
- (4) 信用状態に重大な変更があった場合。
- (5) 本規約の継続に重大な支障があると合理的な根拠に基づき認められる場合。
- (6) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。

3 前項にかかわらず、契約者または当行が以下の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、事前の催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの利用契約を解約することができます。なお、この解約によって契約者または当行に生じた損害について、解約権を行使した相手方は一切の責任を負いません。また、この解約により、解約権を行使した相手方に損害が生じた場合は、契約者または当行はその損害額を支払います。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して、暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、またはその相手方の業

を妨害する行為

⑤ その他①から④に準ずる行為

- 4 契約者は、当行が別途定める方法により当行に通知することで、いつでも本サービスの利用契約を解約することができます。解約の効力は、当行が解約通知を受領した月の末日をもって発生します。

第 18 条（損害賠償）

- 1 当行が、本規約の履行に際し、契約者に損害を与えた場合には、当行に故意または重過失がある場合に限り、契約者に直接かつ現実に生じた損害を賠償します。
- 2 当行は、前項に規定するものを除き、本規約の履行に関連して契約者または第三者に対して生じた何らかの損害につき、一切の責任を負いません。
- 3 第 1 項の賠償額の上限は、当行が契約者から既に受領したサービス利用料（消費税および地方消費税を含みません。）の範囲を限度とします。

第 19 条（免責事項）

- 1 当行は、本サービスについて、完全性、正確性、特定目的への適合性、および永続的な稼働を保証するものではありません。
- 2 本サービスは、ベストエフォート型のサービスであり、当行は可能な限りの努力をもってサービスを提供しますが、予期せぬ障害やその他の理由により、サービスの中断や内容の変更が生じる可能性があることを契約者は予め承諾します。
- 3 通信回線やコンピュータの障害、災害、その他当行の責に帰すべからざる事由により契約者に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- 4 契約者の利用環境に起因する本サービスの不具合や損害について、当行は一切の責任を負いません。
- 5 第三者の不正アクセス、サイバー攻撃等による損害について、当行がサービス仕様書に準じた合理的なセキュリティ対策を講じていた場合、当行は一切の責任を負いません。
- 6 本サービスの利用により契約者に生じる間接損害、特別損害、偶発的損害、逸失利益、およびデータの消失等について、当行は一切の責任を負いません。

第 20 条（サービスの一時停止および中止）

- 1 当行は、以下のいずれかの理由により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することがあります。
 - (1) システムの定期的または緊急メンテナンスを実施する場合。
 - (2) 天災、火災、停電等の不可抗力によりサービスの提供が困難になる場合。
 - (3) 電気通信事業者のサービスが停止する場合。
 - (4) システムの不正利用、サイバー攻撃等、セキュリティ上の緊急事態が発生する場合。
 - (5) 法令改正、行政指導等によりサービスの提供が困難または不適切になると当行が判断した場合。
 - (6) その他、当行において一時停止が必要と合理的に判断した場合。
- 2 当行は、本サービスの提供を中止する場合、原則として中止予定日の 3 か月前までに、当行が定める方法により契約者に事前通知を行います。ただし、前項第(2)号または第(4)号の場合その他緊急を要する場合は、この限りではありません。

第 21 条（法令等遵守）

契約者および当行は、本規約の各条項に従うほか、関係各法令等を遵守します。

第 22 条（規約の変更）

- 1 当行は、以下各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知または承諾を得ることなく、本規約（サービス仕様書を含みます。）を随時変更することができます。
 - (1) 契約者の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他

の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

(3) 法令の改正、社会情勢の変化、本サービスの改善、運用状況、またはその他の合理的かつやむを得ない事由により、本規約の変更が必要となった場合。

- 2 前項に基づき本規約を変更する場合、当行は、変更後の本規約の効力発生日の少なくとも 30 日前までに、変更内容、変更後の本規約、および効力発生日を、当行が定める方法により契約者に告知します。ただし、緊急を要する場合や軽微な変更の場合など、やむを得ない事情がある場合には、当該告知期間を短縮することができます。
- 3 契約者は、本規約の変更に同意しない場合、前項に定める効力発生日までに、当行に対し書面または当行が定める方法により本サービスの利用契約を解約することができます。
- 4 契約者が、第 2 項に定める告知期間の満了後も本サービスを継続して利用した場合、または前項に定める期間内に解約の手続きを取らなかった場合、契約者は当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第 23 条（存続）

本サービスの利用契約が期間満了または解除・解約その他の事由により終了した場合でも、第 4 条（契約者による情報提供）第 3 項、第 9 条（契約者による経営判断）、第 12 条（秘密情報）、第 18 条（損害賠償）、第 19 条（免責事項）、第 20 条（サービスの一時停止および中止）ならびに第 24 条（準拠法および裁判管轄）のほか、本規約に基づき発生し、存続している権利義務の履行のために必要な範囲で、本規約の規定の効力は存続（ただし、第 12 条は終了後 1 年間に限ります。）します。

第 24 条（準拠法および裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とする。契約者および当行は、本規約に起因する問題に関する訴訟等の紛争につき、その第一審の専属的管轄裁判所を、宇都宮地方裁判所とすることに合意します。

第 25 条（誠実協議）

本規約に規定のない事項または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則のもとに、契約者および当行が誠実に協議し、解決することとします。

附則（2026 年 6 月 16 日）

本規約は、2026 年 6 月 16 日より発効します。